

障害者自立支援法に基づく特定障害者相談支援事業、 障害児相談支援事業の運営

特定非営利活動法人たんと 相談支援事業TAKUMI 運営規定

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人 TAKUMI が開設する相談支援事業所 TAKUMI（以下「事業所」という。）が実施する特定障害者相談新事業、障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従業員が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な一般相談支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、次の各号に配慮して行うものとする。

- （１） 利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- （２） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、地域生活に移行するための活動に関する支援、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急事態等に速やかに対応する等、必要な支援を適切に行うこと。
- （３） 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った相談支援の提供に努めること。
- （４） 自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2 事業の実施に当たっては、前項のほか、「障害者自立支援法に基づく相談支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名称 相談支援事業所 TAKUMI
- （２） 所在地 長野県佐久市長土呂587-6

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月30日から1月3日、8月13日から8月16日までを除く。
- （２） 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- （３） 上記営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（職員の職種、職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（２）相談支援専門員

相談支援専門員は、自ら地域相談支援を実施する他、その他の者への技術的指導、助言を行うものとする。

（利用者から受領する費用及びその額）

第6条 事業者は、法定代理受領を行わない相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から障害者自立支援法第51条の14の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）1回 500円

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめサービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 事業者は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、佐久市、小諸市、北佐久郡、南佐久郡、東御市、小県郡青木村、小県郡長和町の区域とする。

（主たる対象者の障害の種類）

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類

障害の種別については問わない。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、その業務上知り得た障がい者（児）等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従業者は、その業務上知り得た障がい者（児）等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た障がい者（児）等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障がい者（児）等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい者（児）等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、障がい者（児）等への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- （4）成年後見制度の利用支援
- （5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（身体拘束等の禁止）

第13条

- （1）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体の保護のために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。
- （2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむをえない理由等必要な時効を記録するものとする。
- （3）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （a）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （b）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （c）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

（感染症対策に関する事項）

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を

定期に実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

4 業務継続計画については、法人と同一とし、改めて相談支援事業所 TAKUMI としては規定しない。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（苦情解決）

第17条 事業者は、その提供した相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した相談支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した相談支援に関し、障害者自立支援法第11条第2項の規定により市町村が行う報告若しくは相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、提供した相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修等)

第18条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修等の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回(4月・10月)
- (3) 事例検討 年12回(毎月実施)

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業者は、利用者に対し適切な相談支援を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日より5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人たんとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

~~この規程は、平成27年4月1日から施行する~~

~~この規程は、令和元年8月1日から施行する~~

この規程は、令和6年4月1日から施行する